

(5) 国庫支出金の個別配賦の未了

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
<p>北大阪 高等職業技術専門校 商工労働部雇用推進室</p>	<p>北大阪高等職業技術専門校（以下「北大阪校」という。）の開校前後の新公会計制度上の会計処理について確認したところ、北大阪校の建築工事費等の財源である国庫支出金が、他の高等職業技術専門校（以下「技専校」という。）分と一括して雇用推進室の行政コスト計算書に計上されていた。</p> <p>商工労働部雇用推進室の説明は、「平成24年度は、北大阪校については、開校前のため配賦できない。」ということだが、他の技専校については、そのような事情がないため、各校に配賦し計上すべきであった。</p> <p>平成25年度も同様に、各技専校に個別配賦されるべき国庫支出金が、雇用推進室に一括して計上されていた（平成25年度 926,956,859円）。</p>	<p>【是正を求めるもの】 暫定的に雇用推進室に一括して計上した、複数の技専校の施設整備等に対する国庫支出金は、決算整理において「取引の計上区分及び配賦に関する実務指針」の配賦の基準に沿って個別配賦し、所属及び管理事業ごとの正確な財務情報を把握されたい。</p> <p>【取引の計上区分及び配賦に関する実務指針】</p> <p>第1章 総則</p> <p>3 所属及び管理事業の区分</p> <p>(1) 現金取引に関する所属及び管理事業の区分は、別表2のとおりとする。</p> <p>別表2（一部抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="1228 835 2220 1230"> <thead> <tr> <th></th> <th>取引の内容</th> <th>区分する所属</th> <th>区分する管理事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳入</td> <td>行政コスト計算書の収入に計上する歳入のうち、歳出の特定財源であるもの（他に属するものを除く） ※国庫支出金、使用料及び手数料など</td> <td>歳出に係る取引を計上する所属 例1) 出先機関A事務所に建設工事費の財源である国庫支出金を本庁B課で調停した場合、A事務所に計上 例2) 職員の人件費に対する国庫補助金は、補助対象の職員の人件費を計上する所属</td> <td>歳出に係る取引を計上する管理事業 例) 1件の調定で収納した国庫補助金が複数の管理事業の財源である場合、充当する管理事業ごとに計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 配賦の目的</p> <p>(1) 取引は、発生の都度、計上する所属及び管理事業を区分（直課※1）することを原則とするが、取引の内容※2又は事務効率上の理由※3などにより、区分が困難な場合がある。配賦とは、そのような取引について、取引発生時に暫定的に区分した所属又は管理事業を、決算整理において、本来区分すべき所属及び管理事業に変更することをいう。</p> <p>※1 直課とは、調定及び支払命令などの処理において、所属及び管理事業ごとの金額を特定し、直接計上することをいう。</p> <p>※2 総額を職員数で分する人件費は支出命令時には区分できない など。</p> <p>※3 配賦する所属及び管理事業が多数の場合、調定時又は支出命令時において区分することが非効率であるなど。</p>		取引の内容	区分する所属	区分する管理事業	歳入	行政コスト計算書の収入に計上する歳入のうち、歳出の特定財源であるもの（他に属するものを除く） ※国庫支出金、使用料及び手数料など	歳出に係る取引を計上する所属 例1) 出先機関A事務所に建設工事費の財源である国庫支出金を本庁B課で調停した場合、A事務所に計上 例2) 職員の人件費に対する国庫補助金は、補助対象の職員の人件費を計上する所属	歳出に係る取引を計上する管理事業 例) 1件の調定で収納した国庫補助金が複数の管理事業の財源である場合、充当する管理事業ごとに計上	<p>暫定的に雇用推進室に一括して計上した複数の技専校の施設整備等に対する国庫支出金については、平成26年度以降の決算整理において「取引の計上区分及び配賦に関する実務指針」の配賦の基準に沿って商工労働部雇用推進室から各校に個別配賦している。</p>
	取引の内容	区分する所属	区分する管理事業								
歳入	行政コスト計算書の収入に計上する歳入のうち、歳出の特定財源であるもの（他に属するものを除く） ※国庫支出金、使用料及び手数料など	歳出に係る取引を計上する所属 例1) 出先機関A事務所に建設工事費の財源である国庫支出金を本庁B課で調停した場合、A事務所に計上 例2) 職員の人件費に対する国庫補助金は、補助対象の職員の人件費を計上する所属	歳出に係る取引を計上する管理事業 例) 1件の調定で収納した国庫補助金が複数の管理事業の財源である場合、充当する管理事業ごとに計上								